

医療特集①

笠間市の地域医療の現状・課題と取組み

市では、平成22年度から重要施策として地域医療体制整備と医療福祉対策に取り組んでいます。今月号では、笠間市の地域医療の現状・課題、地域医療を守るための取組みについてお知らせします。

医療提供体制の現状

市内には、公立・民間を含めて、37の病院や診療所と、33の歯科診療所があります。

このなかでも、市医師会や市歯科医師会に所属する病院、診療所、歯科診療所などの民間の医療機関は、市民の皆さんに一番身近な「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」として、医療を提供しています。

県立中央病院は、質の高い医療が提供できる総合病院として

- ① 救急医療
 - ② 地域がんセンター
 - ③ 循環器疾患へ対応
 - ④ 医療従事者の育成
- という四つの役割をもって、笠間市民だけではなく、広く県民の皆さんに対して、より高度な医療提供を行っています。



茨城県立中央病院

そして、笠間市立病院は、

- ① 高齢者の在宅医療
- ② 回復期・亜急性期患者の入院対応
- ③ 保健予防や介護予防活動
- ④ 休日や夜間の初期救急診療

という四つの役割をもって、市民の皆さんへの診療を行っています。



笠間市立病院

地域医療における課題

県立中央病院などの二次救急医療機関は、軽症の救急患者の急増によって勤務医が疲弊するなど救急体制が崩壊の危機にありました。市立病院が夜間・日曜初期救急診療を実施することにより対処してきました。しかし、このほかにも地域医療は、次に掲げるような多くの課題を持っています。

- ① 医師をはじめとする医療従事者の不足や偏在
- ② 小児科・産婦人科など必要不可欠な診療科の不足
- ③ 急速な少子・高齢化の進

展に伴う医療ニーズの変化への対応

これらの課題は、この地域に限ったことではなく、全国的な問題となっているものですが、これらに対してどんな取り組みができるのか考えてみます。

地域医療を守るために

地域医療を取り巻く課題に対処し、市民の皆さんへ安全で安心な医療を提供するため、次のような取組みが必要であると考えられます。

開業医と大きな病院との役割分担

開業医を中心とした「かかりつけ医」を市民の皆さんへ定着させることにより、大きな病院を受診する一般の外来患者が「かかりつけ医」を受診するように誘導します。

これによって、大きな病院が本来の目的である高度先端医療などの専門外来の機能を十分に発揮でき、さらには、大きな病院に勤務する医師の過度の負担を減らすことができます。

地域医療連携体制の整備

急性期（救急）の患者が、回復期を経て在宅医療に至るまで、地域の各医療機関が適切に役割を分担し、連携します。

限られた医療資源を有効に活用し、患者を地域全体で診ていくという、切れ目のない医療を実現するために、市医師会、県薬剤師会笠間支部、県立中央病院などの地域の医療関係者による協議の場を設置します。

地域医療を守る機運の醸成

関係機関をはじめ、すべての市民が地域医療は自らが守っていくという機運を高め、安心して暮らせる生活環境を整えることにより、全国の医療関係者からあるというイメージをつくる必要があります。

そのために、地域のすべての人々がそれぞれの役割や守るべきモラルなどについて、広報かさまやホームページをはじめとするさまざまなメディアを通して、繰り返しお知らせするなどの周知普及活動を積極的にを行います。

